

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

東大阪市長 野田 義和

「2024 年度自治体キャラバン行動 要望項目」について（回答）

令和 6 年 6 月 20 日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 職員問題

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均 20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

【回答】

職員配置については、職員数計画との整合性を図りながら、多様な任用形態により適正配置に努めているところです。緊急時や災害時においても継続して市民サービスが提供できるよう、庁内応援等により、執行体制の確保に努めてまいります。

（行政管理部 人事課）

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

本市においては、少子・超高齢化等の進行に伴い、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、女性職員を含めた幅広い視点で行政運営を行うことが求められており、女性職員の活躍推進が組織の活性化にも繋がることから、管理職への登用を含め積極的に取組を行う必要があると認識しています。女性の管理職割合の向上に向け、キャリアプランを考えられる機会となるような研修を行うなど、引き続き、取組を進めてまいります。

（行政管理部 人事課）

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいる（現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい）にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。

また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

**【回答】**

本市には、令和6年5月末現在で21,437人の外国人住民が暮らしています。国籍（地域）数は86ヶ国で、国籍別人口は韓国・朝鮮8,565人、ベトナム4,867人、中国4,201人、フィリピン768人、ネパール713人、その他2,323人となっております。

本市では、適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう11言語以上での情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として多文化共生情報プラザを設置しています。

英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語については専門員を1名ずつ配置し、申請などの手続きに来られた方に通訳が必要な場合においても対応しています。

(人権文化部 多文化共生・男女共同参画課)

## 2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

- ① 2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

**【回答】**

本市は2023年度大阪府子どもの生活実態調査を行った18自治体には含まれません。

(子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課)

- ② 子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮I世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。

**【回答】**

就学援助については4月に全児童生徒へ申請書を配布し周知しています。令和6年度から電子申請でも受付できるようにいたしました。今後も支援が必要な人に行き届くよう引き続き周知に努めてまいります。

支給額については、国の要保護児童生徒援助費補助金に基づき決定していますが、物価高騰により生活が苦しくなる世帯が増えることが見込まれることから認定基準額や支給額について調査研究してまいります。

(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

【回答】

様々な境遇に置かれている子どもたちが通いやすい子ども食堂を目指し、平日朝の開所も含め市内子ども食堂に対し今後も働きかけてまいります。

また、教育関係部署とも連携し、よりよい実施体制を構築してまいります。

(子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課)

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

【回答】

生活困窮者に対する食糧支援に対して、社会福祉協議会と連携しており、状況に応じて引き続き社会福祉協議会の社会貢献事業へ速やかに繋ぐ形で対応してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活支援課)

学校教育以外で学校施設を使用する場合は、東大阪市立学校施設使用条例及び施行規則に基づき、学校運営に支障がない範囲で学校施設の使用を許可しており、同条例及び施行規則に定めた条件に該当する場合は使用料を免除しております。

(教育委員会事務局 施設整備室)

ニ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】

児童扶養手当の申請や現況届の受付では、支給要件の確認に必要となる事柄のみの聴き取りを行っており、必要以上に来庁を促したりしないなど、申請者や受給者の負担をできるだけ軽減するよう対応を心がけています。

対応中に他の施策の支援が必要と感じられた際には、管轄部署への引き継ぎや、ひとり親に対する施策の情報提供など、手当の手続きの機会を活用するよう努めているところです。

外国語対応につきましては、翻訳版の申請書を窓口に着けているほか、翻訳機の使用、場合により庁内の専門員を交えるなど、言葉の壁による不利益を生じさせないよう窓口運営を進めています。

(市民生活部 国民年金課)

③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】

令和4年1月に子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳到達年度末まで拡充したことによ

り、現在、子ども医療費助成制度では、入院・通院とも18歳到達年度末まで所得制限を設けず、子どもの医療費の助成に取り組んでいます。

ひとり親家庭医療費助成制度では、入院・通院とも所得制限額以内の18歳到達年度末までの子ども及びその子を監護している父、母またはその子を養育している養育者にかかる医療費の助成に取り組んでいます。

自己負担額の無償化につきましては、財政状況や制度構築の面から考えても、本市単独での実現は非常に困難な状況です。

食事療養費につきましては、以前より中学校卒業年度末までの子どもは自己負担なし（無償）を実施しており、現在は、年齢拡充により18歳到達年度末までの子どもまで食事療養費の助成を行っております。

（市民生活部 医療助成課）

本市では、妊婦健康診査および産婦健康診査に対し、受診券を交付し助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して出産に臨めるよう支援しています。

また、妊娠中のむし歯や歯周病のケアについても取り組んでいただけるよう、妊婦歯科健康診査の受診券も合わせて交付し、助成しています。

（健康部 保健所 母子保健課）

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

保育所、認定こども園の副食費につきましては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用でありますので、自己負担となっております。

ただし、幼児教育・保育の無償化により、一定の所得階層以下の世帯及び第3子以降は副食費が無償となっております。それ以外の世帯については、引き続き現状について情報収集を行ってまいります。

（子どもすこやか部 子育て支援室 施設給付課／施設指導課／保育室 保育課）

小中学校の給食の調理方式については、各調理方式のメリットやデメリットについて整理し、本市に適した体制を検討してまいります。

学校給食費につきましては、市立小中学校および義務教育学校の児童・生徒保護者の経済的負担を軽減するため、令和5年4月から中学校給食費を令和6年4月から5・6年生の小学校給食費の恒久的な無償化を実施しております。小学校1年生から4年生の給食費の無償化につきましては、更なる財源が必要となることから、慎重に検討してまいります。

（教育委員会事務局 学校教育部 学校給食課）

- ⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化す

ること。

**【回答】**

学校歯科健診における「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況については、各学校で把握しております。

また、学校歯科健診を毎年児童・生徒全員を対象に実施することによって学校園歯科医、養護教諭等が口腔状態については、把握しております。

「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるような支援策については、学校に配置されているスクールソーシャルワーカーのコーディネート機能を生かした支援も含めて、福祉政策における検討課題だと考えます。

給食後の歯みがき時間を設けることについては、給食指導後の限られた時間内において、全児童・生徒が歯みがきを実施する手洗い場がないこと等により全面実施は難しいと考えます。

(教育委員会事務局 学校教育部 教職員課)

- ⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

**【回答】**

本市においては、毎年度、学校歯科健診だけでなく、歯科衛生管理指導を全学校園で実施しております。その際、フッ化物洗口に限らず、フッ化物についての話しも取り上げていただいている学校園もあると認識しております。

今後も平成 15 年 1 月 14 日付厚生労働省通知「フッ化物洗口ガイドラインについて」及び日本学校歯科医師会作成「学校におけるフッ化物応用ガイドブック」も参考のうえ、本市学校歯科医師会と連携しながら、一人一人の児童生徒が生活の中でより効果的に自らの判断でフッ化物を利用していくことができる教育に取り組んでいます。

(教育委員会事務局 学校教育部 教職員課)

- ⑦ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者） 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

**【回答】**

障害福祉サービス事業所の通所者及び職員を対象に、歯科健康相談や健康教育を実施しており、障害のある方や介護に携わる方を対象に、歯・口の健康の保持促進を図っております。また、成人歯科健康診査におきましては、車椅子での受診が可能な歯科医院や訪問対応が可能な歯科医院についての情報を市政だよりや市ウェブサイトに掲載するなど、障害のある方が受診につなげられるよう情報提供に努めております。

(健康部 保健所 健康づくり課)

- ⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回答】

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内・申込に際しては、引き続きわかりやすい説明を心がけてまいります。

(子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課)

令和 5 年度より従来の奨学資金貸付事業から入学準備金に特化した入学準備金貸付事業へと制度を改正いたしました。貸与金額や対象校を拡大し、様々な入試形態に合わせて貸与時期を早めるなど利用しやすい制度となっております。募集要項は 8 月頃に市ウェブサイトや市政だよりなどでご案内いたします。他団体で実施している奨学金の案内は当課ウェブサイトにリンク一覧として掲載しておりますのでご利用ください。また、持続可能な事業を実施する為、給付型を創設する予定はございません。

(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】

公営住宅管理戸数：845 戸

空家数：38 戸 (一般空家)

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

※改良住宅、リノベーション住宅除く

毎年入居者募集における応募倍率が高水準であることから、現状、空き住居を目的外利用することは難しい状況であります。しかしながら、子ども・シングルマザー等貧困対策としまして、入居者募集において、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに 35 歳以下の夫婦」、「ともに 35 歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む 35 歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から 10 年間の期限付き入居の募集を実施しております。引き続き制度の継続と実施の確保を図ってまいります。

(建築部 住宅政策室 総務管理課)

- ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

【回答】

家賃補助制度については、本市では国の補助事業を活用して令和元年度より実施しています。保育士の修学資金貸付については、大阪府が実施主体となり実施している制度がありますが、保育士確保のための独自制度について、今後も他市等の事例収集も含め、情報収集に努めてまいります。

(子どもすこやか部 子育て支援室 施設給付課)

留守家庭児童育成クラブの人員確保につきましては、他市の事例も参考に今後も委託事業者と連携し取り組んでまいります。

(教育委員会事務局 社会教育部 青少年教育課)

- ⑪ 役所、保健福祉センター、福社会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

**【回答】**

本市では、施設利用者にアクセスいただけるフリーWi-Fiを下記の施設に設置しています。

- ・市役所本庁舎
- ・リージョンセンター7か所
- ・花園中央公園
- ・東大阪市花園ラグビー場
- ・市立図書館5か所
- ・市立市民多目的センター
- ・市立野外活動センター

その他の公的な施設へのフリーWi-Fi設置拡充につきましては、ニーズに応じて検討してまいりたいと考えています。

(行政管理部 情報政策室 情報政策課)

- ⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

**【回答】**

学校行事は学校が計画し実施するものであり、大阪・関西万博への参加についても、各学校でご判断いただくものです。

学校行事は安全安心な環境の中で実施されることが当然ですが、安全確保等にかかる対応策について明らかになっていないこともあることから、東大阪市教育委員会といたしましては、大阪府内の政令市を除く全市町村の教育長と連名で、大阪府教育庁に対し、安全安心の観点からより一層の配慮や情報提供を求める緊急要望を提出する等、安心安全に子どもたちが活動し学ぶことができるよう努めているところです。

(教育委員会事務局 学校教育部 学校教育推進室)

### 3. 医療・公衆衛生

- ① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載

[保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 \(hokeni.org\)](https://www.hokeni.org/)

#### 【回答】

現行の健康保険証廃止に関しましては、十分な周知を引き続き行うとともに、被保険者が医療機関を受診するにあたり、不利益が生じない適切な制度となるよう国に要望しております。

（市民生活部 医療保険室 資格給付課）

- ② 新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

#### 【回答】

本市では、令和6年4月に東大阪市感染症予防計画並びに東大阪市健康危機対処計画を定め、職員の人材育成を含めた感染症対策を推進しております。また、本計画に連動して東大阪市業務継続計画と整合性を合わせ、新興感染症パンデミック時の人員確保についても、関係部局と調整し検討しております。

（健康部 保健所 地域健康企画課）

- ③ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

#### 【回答】

PFASの土壌調査について、現在国で方針が示されていないことから、まずは指針値（暫定）が示されているPFOS、PFOAについて河川・地下水の水質の実態把握に努めてまいります。

（環境部 公害対策課）

## 4. 国民健康保険

- ① 2024 年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

### 【回答】

2024 年度からの府内完全統一に伴い、本市が独自に実施してきた保険料や一部負担金の減免廃止により、これまで減免の対象となっていた世帯への負担増加は極めて大きいものと認識しております。一方、国保広域化は、負担の公平性の確保、財政の安定化といったメリットがあり、持続可能な制度の構築につながるものと考えております。

なお、保険料の抑制という課題に対しましては、国には更なる公費の投入、大阪府には市民の方々に配慮した保険料減免制度となるよう大阪府国民健康保険運営方針の見直しや減免要件の緩和を引き続き要望してまいります。

また、府内完全統一に伴い、2024 年度からは、各市町村が保有する基金等を活用した統一保険料率の抑制が図られていますが、各市町村の納付額は、全市町村が負担可能な範囲を前提としていることから限定的な効果となっております。府内完全統一以降は、各市町村が個別に基金等を活用した独自の保険料率を設定することは認められていないことから、より効果的な保険料抑制が図られる柔軟な方策となるよう、府に対し引き続き要望してまいります。併せて、大阪府では全国に先駆けて保険料完全統一を実現したことからも、完全統一に対する追加の財政支援について国に対して要望してまいります。

(市民生活部 医療保険室 保険管理課／保険料課)

- ② 18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

### 【回答】

少子化対策及び子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減対象について、未就学児に限定せず、全額国の財政支援のもと全ての子どもを対象とするとともに、令和 5 年度より始まった産前産後保険料の免除措置についても、免除期間を拡充して実施するよう、引き続き国に要望してまいります。傷病手当の制度化につきましては、大阪府国民健康保険運営方針の見直し時において、必要に応じて協議されるものと考えております。

保険料減免制度の周知については、国民健康保険料決定通知書に所得減少減免の制度を周知するチラシを同封するとともに、市政だよりや市ウェブサイトにも掲載いたしました。また、市ウェブサイトから減免申請書をダウンロードできるようにし、あわせて記入例も掲載することで、容易に申請ができるよう工夫しております。加えて、決定通知書発送後の電話による相談時

には、状況を聞き取り、適用できる減免等がある場合は、内容に応じた申請書を送付することで減免申請を促しております。一部負担金減免・徴収猶予制度の周知につきましては、市ウェブサイトや国民健康保険料決定通知書同封パンフレットにて詳細を掲載しております。その他の各種申請につきましては、市ウェブサイトに申請用紙を掲載するとともに、電子申請の対象業務の拡充を検討してまいります。

(市民生活部 医療保険室 資格給付課／保険料課)

- ③ 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

**【回答】**

資格確認書の交付対象としましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を利用できない状況にある者とされていることから、被保険者全員に資格確認書を交付することは、法律の趣旨に沿わないと考えております。

(市民生活部 医療保険室 資格給付課)

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

**【回答】**

国民健康保険料の決定通知・納付票の外国語対応はしていませんが、外国籍の市民の方々にも国民健康保険料の決定通知が送付されたことが分かるよう、多文化共生情報プラザだよりにより決定通知書の発送の周知を図っております。また、窓口に来られた際には、窓口対応用多言語対訳集を利用することにより、円滑に案内を行うよう努めています。

国保のしおりの外国語対応については、令和6年度から外国語に対応したリーフレットを医療保険室の窓口及び各行政サービスセンターに設置しております。

(市民生活部 医療保険室 保険管理課／保険料課)

## 5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

**【回答】**

特定健診の受診率は、①市政だよりへの定期的な記事掲載や対象者へのパンフレット送付、未受診者へのはがきでの受診勧奨、医療機関でのポスター掲示やパンフレット設置等、様々な広報活動を継続したこと、②平成23年度から集団健診を開始したこと、③医療機関の協力を得て平成26年度から日曜健診を開始したことなどにより、平成30年度までは上昇傾向でありました。しかしながら、令和元年度から2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えや事業中止の影響により減少に転じました。令和3年度からは再び上昇傾向となり、令和5年度も令和4年度の受診率を上回る見込みとなっています。

現在は、先述した取組に加え、AI を活用した未受診者への受診勧奨や SNS の発信、保険料決定通知書や被保険者証送付時の封筒裏面を利用した広報活動、外国語問診票の作成と市ウェブサイトへの掲載、医師会や医療機関と協力して治療中の患者の健診への繋ぎを行うとともに、令和 6 年度は、「アスマイル」に登録した国民健康保険加入者が特定健診を受診した際に大阪府より付与されるポイントに、市独自ポイントを上乗せすることで、すべての被保険者の継続受診を促し、受診率の向上に努めているところであります。また、令和 6 年度からの第 3 期データヘルス計画策定の際には、前期計画の事業評価と計画の見直しをいたしました。

今後も事業の PDCA サイクルを継続しながら、新たな事業の展開や健康部などの関係機関と連携した地域に応じた啓発等を引き続き検討してまいります。

(市民生活部 医療保険室 保険管理課)

本市では、令和 6 年 3 月に第 3 次東大阪市健康増進計画「健康トライ 21 (第 3 次)」を策定し、がん検診受診率向上を掲げ推進に努めております。

がん検診受診率につきましては、コロナ禍で減少したのち増加に転じましたが、近年はほぼ横ばい傾向となっておりますので、より一層受診勧奨が必要であると考えております。

受診勧奨の一環として、子宮頸がん・乳がん検診それぞれの受診対象初年度の方に無料クーポン券を送付いたします。加えて、大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診それぞれの重点勧奨対象に該当する一定年齢の方を対象に受診勧奨はがきを送付しています。さらに、生命保険会社などの民間企業との公民連携により、「がん早期発見のためにはがん検診が重要であること」の周知啓発に努めております。これら受診促進に向けての普及啓発と並行して、協会けんぽや国民健康保険との連携による特定健診とがん検診のセット検診実施による受診機会の確保等、受診率向上に向けて様々な取組を実施しております。

令和 3 年度より新たに、「がん」を誰にでも突然やってくる災害のようなものと捉え、がんについての基本的な情報、治療、費用、治療と仕事との両立等について、普段から災害に備えることと同じように身近な人と話し合うなどの準備をしておく「がん防災」の観点からの啓発にも力を入れております。

今後も関係機関と連携し、様々な世代の方にはがん検診の必要性和重要性について普及啓発してまいります。

なお、外国語対応につきましては関係部局と調整し検討してまいります。

(健康部 保健所 健康づくり課)

- ② 大阪府の第 3 次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

#### 【回答】

本市では、令和 6 年 3 月に第 2 次東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ (第 2 次)」を策定し、ライフステージに応じた計画を立て、歯科口腔保健対策を推進しております。

本市成人歯科健康診査につきましては、令和6年度より対象年齢に満20歳と満25歳を加えました。従来の満30歳から満80歳の節目年齢（後期高齢者医療被保険者以外が対象）の方と同様、無料で受診することが可能です。学校歯科保健を終了し健診の機会がない20代の方に歯科健診を実施することで、若年者の歯科口腔への意識を高め、早期から正しい口腔ケア等を行うことで、歯周病の予防と口腔機能の維持・向上を図ります。なお、成人歯科健康診査では、車椅子での受診や訪問対応が可能な歯科医院についての情報を市ウェブサイト等に掲載するなど、市民の方が受診につなげられるよう情報提供に努めております。

また、市内の保健センターでは、満15歳以上の方を対象に、歯科医師による無料の歯科健康相談を実施しており、前述の歯科健康診査の対象とならない方でも気軽に口腔内のチェックや相談ができる機会を設けております。

さらに、障害福祉サービス事業所の通所者及び職員を対象に、歯科健康相談や健康教育を実施しており、障害のある方や介護に携わる方を対象に、歯・口の健康の保持増進を図っております。

特定健診においては、歯科口腔の保健指導や受診勧奨のきっかけとなるよう、使用する質問票に口腔の健康に関連する項目が盛り込まれております。特定健診は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施していることから、歯科健診自体の項目の追加は困難ですが、引き続き国の動向に注視してまいります。

（健康部 保健所 健康づくり課）

## 6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行う。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

### 【回答】

一般会計繰り入れによる市独自の介護保険料の引き下げは、いわゆる保険料減免の3原則（個別申請により判定すること、全額免除は行わないこと、一般財源の繰入れは行わないこと）から困難です。国庫負担の引き上げと公費による低所得者保険料軽減の全面実施については、適宜、国に働きかけてまいります。

また、第9期介護保険事業計画においては、介護保険料の上昇を抑制するために3か年で介護給付費準備基金21億円の活用を見込んでおります。

（福祉部 高齢介護室 高齢介護課）

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】

第9期介護保険事業計画では、国の低所得者の保険料軽減強化等により、所得段階が第1段階から第3段階の方は、第8期計画より料金が低くなっており、また、第4段階の方においては、市独自で軽減を実施し、国の基準割合よりも低い基準で料金を設定いたしました。さらに、減免制度につきましては、令和6年度より、単身世帯の収入基準額を160万円から165万円に上限を引き上げ、減免要件を拡充いたしました。

年収150万円以下(単身の場合)の方の介護保険料を免除する独自減免制度につきましては、厚生労働省による「保険料減免の3原則」により、全額免除は行わないこととされていることから、困難であると考えております。

(福祉部 高齢介護室 介護保険料課)

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

低所得者への独自減免及び補足給付については、その必要性や財源の確保、受益と負担の観点など様々な要素を総合的に考慮の上判断すべきものであり、介護保険制度が全国一律の制度であることから、国において必要な措置が講じられるべきものと考えております。

(福祉部 高齢介護室 給付管理課)

- ④ 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】

総合事業の「従前相当サービス」である訪問型介護予防サービス・通所型介護予防サービスは、介護予防ケアマネジメントによりサービスが必要とされた要支援者等が、継続・新規に関わらず利用することができます。利用者個々の心身の状況や生活環境を鑑み、適正なサービスの提供が受けられるよう、地域包括支援センター等と連携を図ってまいります。

また、要介護(要支援)認定については相談時に申請者の状況と要望を把握したうえで、適切に申請方法等の案内を行ってまいります。

(福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課)

新規・更新ともに申請を抑制しておりません。更新申請については認定有効期間満了の60日前に更新申請の案内を送付しています。

(福祉部 高齢介護室 介護認定課)

- ロ、総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1～5認定者の拡大

しないこと。

【回答】

介護予防・生活支援サービス事業につきましては、高齢者の生きがいづくりや介護予防の更なる促進を目的に、原則として事業対象者及び要支援者を対象としたサービス提供を実施しています。

引き続き本制度の趣旨に基づき、今後の社会情勢や国の動向等にも留意しながら、適切な制度運用に取り組んでまいります。

(福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課)

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】

総合事業における訪問型・通所型サービスの単価は厚生労働省が設定する上限額に基づき、本市において定めています。訪問介護員等の介護従事者や事業者を取り巻く状況にも留意しつつ、適切な単価設定に努めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課)

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

高齢者の QOL 向上に向けたケアマネジメントの実施を支援するため、国・府等からの通知に基づき、本市においても平成 30 年 9 月より自立支援型地域ケア個別会議を開催しています。専門職の方々のご意見をいただきながら、高齢者本人の自己実現に資する介護予防活動や生活支援等サービスを提供するなど、本市におけるケアマネジメントの質の向上を目指し、取組を進めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課)

⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】

今後においても引き続き、介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう支援に努めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による 全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

**【回答】**

介護人材の確保につきましては、介護サービスを安定的に提供するための重要課題と認識しております。介護人材の職場定着や労働環境の改善を図るため、市としても有効な方策等を検討してまいりたいと考えております。また、国に対しても、働きかけてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

- ⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

**【回答】**

今期計画においても引き続き複数の日常生活圏域を単位とした整備圏域ごとの整備を基本としながら、柔軟な対応により整備を進めてまいります。整備にあたっては、府の地域医療介護総合確保基金による補助の活用などにより、事業者の参入しやすい環境づくりに引き続き努めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

- ⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

**【回答】**

要介護者の方々が必要なサービスを受けることができるよう、給付の縮小や負担増大を抑制するよう国に働きかけてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

- ⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

**【回答】**

新聞や食材、弁当などの配達を業務とする事業者の協力を得て、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の方などに何か異変があったときには、地域包括支援センターや地域の支援者と連携して対応できるネットワークを活用し、地域の高齢者を見守っております。また、経済産業省において「酷暑乗り切り緊急支援」として、8月・9月・10月の3か月分について、電気・ガス料金補助が実施されることとなっております。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】

国の動向を注視しながら、必要に応じて国へ働きかけてまいります。

(福祉部 高齢介護室 介護保険料課)

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】

難聴が軽度なうちに補聴器を使い始めることで、認知症の予防にもつながると考えられることから、引き続き早期発見、早期対応の周知啓発に努めるとともに、今年度より、医師により補聴器の使用が必要と認められた高齢者を対象とした補聴器購入助成事業の実施を予定しております。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

【回答】

新型コロナワクチン接種につきましては、令和 6 年秋以降の定期接種実施に向けて国等の動向に注視し準備を進めています。接種費用の助成やその他詳細については決定次第、市民及び関係機関等に周知してまいります。

高齢者施設等の感染対策につきましては、施設内における感染制御のご相談を引き続き承っております。関係部局と連携し、感染予防および発生早期の介入による感染拡大防止に努めてまいります。

(健康部 保健所 感染症対策課)

新型コロナウイルスの検査キットにつきましては、引き続き陽性者が発生した介護施設・事業所を対象として在庫分に限り配布しております。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

- ⑬ 2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2 割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【回答】

平成 30 年 4 月で老人医療助成制度は廃止となっており、新たな制度の創設となりますと財政状況や制度構築の面から考えても、本市単独での実現は非常に困難な状況です。

(市民生活部 医療助成課)

- ⑭ 帯状疱疹は 80 才までに 3 人に 1 人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50 歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

【回答】

帯状疱疹ワクチンの費用助成につきましては、市民が安全に安心して受けていただけることが前提であり、国による一定の評価を経て定期接種化される事が望ましいと考えます。定期接種化された際に速やかに対応できるよう、今後も国の動向に注視してまいります。

(健康部 保健所 感染症対策課)

## 7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

本市におきまして、65 歳到達時において介護保険への移行期間を 3 か月程度としています。障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、介護保険制度からどのようなサービスがどの程度受けられるかを把握するためにも、まずは要介護認定等の申請を行っていただくよう勧奨してまいります。その際、障害福祉サービスを一方的に打ち切ることなく、移行期間を設ける等柔軟に対応してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

介護保険の被保険者である障害者については、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、介護保険制度からどのようなサービスがどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、まずは要介護認定等の申請を行っていただくよう勧奨してまいります。

介護保険の要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、職員が直接、介護保険制度について説明を行い、申請について理解を得られるよう勧奨してまいります。また、障害福祉サービスを一方的に打ち切ることなく、移行期間を設ける等柔軟に対応してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関

係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】

障害福祉サービスを利用する障害者が介護保険サービスへ移行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援を受けられるかどうかを勘案した上で、厚生労働省が示す考え方を踏まえた運用を検討してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

サービス利用に関する案内リーフレットにおいて、「介護保険に相当するサービスがない場合や、適当なサービス量が確保できない場合は、障害福祉サービスの支給を受けることができる」旨を記載しております。今後も利用者に対して適切な情報提供に努めてまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害施策推進課)

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】

要望の趣旨を踏まえ、実績に応じた財政措置を講じるよう国に要望してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】

訪問系サービスに係る国庫負担基準については、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号)に国庫負担基準単位が定められております。

令和6年度の報酬改定において、障害の重度化や障害者の高齢化に対応するために、居宅介護の国庫負担基準において、介護保険対象者の区分を追加するとともに、重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化が行われたところであります。

本市においても、見直し後の基準に基づき、障害者自立支援給付費国庫負担金を適正に算定してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】

本市では障害者の方が個々に有しておられる特性や心身の状況に配慮した対応を総合事業の指定時研修において事業者へお願いしております。また、既に指定させていただきました事業者につきましても同様の対応を指定居宅サービス事業者等集団指導にてお願いしているところで

す。

今後も事業者に対しては継続して上記の対応を求めていき、サービス提供に携わる方々の障害者への理解が共有されるよう努めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課)

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】

障害福祉サービス利用料について、応能負担となっており、住民税非課税世帯は65歳を超えても無料となっております。

(福祉部 障害者支援室 障害施策推進課)

- ⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度につきましても自治体独自の対象者拡大や助成制度の創設は、財政状況等の面から考えても、本市単独での実現は非常に困難な状況です。

(市民生活部 医療助成課)

## 8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】

本市におきましては、令和4年10月頃から保護の相談・申請・開始件数が前年度比較で増加しておりますが、廃止件数も多くなっており、被保護世帯数や人員の増加には至っていない状況です。

保護申請時の扶養調査については、保護の実施要領等に基づき、適切に行っております。一方、実施要領に基づきDVや10年間以上音信不通の場合等、扶養義務調査の実施が適当でないと判断できる場合、申請を阻害する要因とならないよう配慮しております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ② 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮

度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ <hogoshinseisodan.pdf> (<city.neyagawa.osaka.jp>)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

#### 【回答】

市ウェブサイトにて、生活保護の制度の説明と生活保護のしおりを掲載し、広く周知しております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

#### 【回答】

ケースワーカーの配置については、引き続き標準数による体制整備に努めてまいります。あわせて平成19年度以降、福祉職の採用をしておりますが、引き続き、ケースワーカーとしての配置を要望し、体制の充実に努めてまいります。また、ケースワーカーの資質向上については、経験年数別の研修を実施しております。また、決定通知書については内容を理解していただけるよう努めてまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

#### 【回答】

ケースワーカーは地区担当制としており、女性担当制はとっておりませんが、被保護者から申し出や相談があった場合、家庭訪問等については十分に配慮してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。また、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

#### 【回答】

生活保護の相談には生活保護のしおりを活用し、制度について丁寧に説明しております。また、相談時において申請意思が確認できれば、すみやかに申請書を交付しております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑥ 警察官 0B の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

**【回答】**

警察官 0B の公安嘱託員については、福祉事務所窓口における暴力暴言等への対応をはじめ、不正受給案件に関する調査等においても、その専門的な知識手法を有効に活用しております。生活保護情報ホットラインについては、不正受給や生活困窮者の情報などが主に寄せられていますが、漏給防止のために情報をお寄せいただくという側面もあることから、個人情報保護には十分に配慮しつつ、提供された情報をさらに活用することによって、生活保護行政適正化を推進してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑦ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

**【回答】**

最低生活費について、物価上昇をもとに適時改正を国に求めてまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑧ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

**【回答】**

住宅扶助については、国が定める基準ですので、本市単独での対応は困難ですが、実勢価格をもとに適時改正を国に求めてまいります。また、特別基準の設定については、実施要領に基づき、対応してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑨ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

**【回答】**

医療抑制につながるような医療費の一部負担の導入については、国には実施しないよう求めてまいります。

ジェネリック医薬品の使用につきましては、平成 30 年 10 月より生活保護法の一部改正により、使用が原則化されたことから、被保護者に対し丁寧な説明と配慮、周知に努めております。また、本市におきましては、重複処方の防止・被保護者の健康管理の面から「かかりつけ薬局制度」の導入をしております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

**【回答】**

大学生や専門学校生については、保護の実施要領に基づき、世帯分離として取り扱っているところですが、やむを得ない事情がある場合において、世帯の状況に応じた柔軟な対応が出来るよう国に要望してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

## 9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

**【回答】**

夏場の猛暑下における児童・生徒の体調管理や熱中症対策、災害時の避難所の環境改善のため、市立学校体育館へのエアコン整備を進めています。令和5年度および令和6年度の2年間で全ての市立学校に整備する予定としており、既に中学校は完了しています。なお、エアコン整備に合わせて体育館に併設されたトイレ改修等も行っています。

また、東大阪市学校施設長寿命化計画に基づき、トイレ洋式化率が低い学校校舎のトイレ改修を計画的に進めています。

(教育委員会事務局 施設整備室)

- ② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

**【回答】**

内閣府が作成している避難所運営ガイドラインはスフィア基準を参考にしながら作成されており、本市においても内閣府が作成する避難所運営ガイドラインを参考に避難所運営マニュアルを作成しております。

(危機管理室)

- ③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

**【回答】**

地域の方に対し防災講演会を行うことで、マンション防災について普及啓発活動を行ってまいります。

(危機管理室)

東大阪市地域防災計画において、高齢者や障害者等の災害時に自らが迅速かつ適切な行動が取りにくいと考えられる要配慮者への配慮計画を定めております。

(福祉部 地域福祉室 地域福祉課)